

豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年1月24日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

教育委員会庶務課

2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和3年11月5日

3 監査の実施期間

令和3年9月17日～令和3年11月5日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

イ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

(2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約全般に関する事務について

エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

改善事項

公衆電話設置料の出納事務は、「会計管理者が委任した事務及び出納員が分任出納員に委任した事務」（令和2年3月31日告示第68号）に該当しておらず、豊川市出納員及び分任出納員でない職員が現金を取り扱っていた。このため、現金の取り扱いについて、規則等に則した適正な事務に改善されたい。

(3) 意見

少額随意契約としている小中学校の改修工事等について、工事内容・施工箇所・規模・工期等を勘案し、可能な限り一括発注を心掛けるとともに、年間を通じて平準的な発注を行うことを望むものである。